



組立家屋事件

意匠権侵害差止損害賠償請求事件

[令和2年11月30日判決（東京地裁）平成30年\(ワ\)第26166号](#)

キーワード：意匠の類否判断

担当 弁理士 佐伯秀行

1. 事案の概要

本件は、「組立家屋」に関する意匠権を有する原告が、被告が製造し、販売等する建物の意匠は、原告の意匠権に係る意匠と類似するので、これを製造し、販売等する行為は、上記意匠権を侵害すると主張して、各被告に対し侵害行為の差止、損害賠償等を求めた。

2. 結論

一部認容

3. 本件意匠権

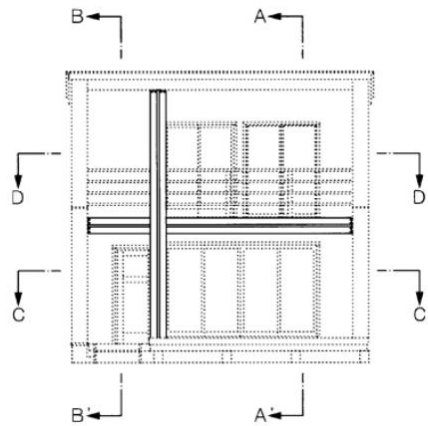
登録番号 : 意匠登録第1571668号

意匠に係る物品 : 組立家屋

登録日 : 平成29年2月10日

出願日 : 平成28年6月7日

(正面図)



4. 被告製品1の意匠

参考画像甲



参考画像乙（甲を左右反転したもの）



5. 争点

本件意匠と被告製品1の意匠との類否が争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）本件意匠の要部

類否判断において、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者ないし需要者の最も注意をひきやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。

本件意匠は、家屋の正面視に、3つの矩形からなる梁部が3つの矩形からなる柱部を挟み込むようにして配置し、家屋の正面視に略十字の形状を作出するというものである。

梁部について、梁部は、一番上の矩形のみが2階床部と接しており、家屋の構造上必須のものではなく、専ら、柱部と相まって略十字の形状を浮き出るように配置するなどというデザイン面を考慮して配置されたものであることが推認される。

柱部について、柱部と梁部が交差する箇所において2階床部と柱部の一部が接するほか、1階床部及び天井部と柱部の両端が接するものの、その他に家屋の構成部分と接する部分はない。柱部は、天井部分を支える構造物としては細すぎる。柱部も、家屋の構造上必須のものとは認めがたく、主として上記のようなデザイン面を考慮して配置されたものであることが推認される。

需要者の最も注意をひきやすい部分について、本件意匠に係る物品である組立て家屋は、その性質上、家屋に出入りする際など、居住者や訪問者等が必ずその外観を目にすることから、その外観のデザインそのもの、特に通常玄関の存在する正面視のデザインが、看者である需要者の注意や関心をひくという側面もある。

このように、意匠に係る物品である家屋の性質、用途及び使用態様、並びに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を総合すれば、本件意匠のうち、看者である需要者の注意を最もひく部分は、構成態様A及び構成態様aないしgにより特定された家屋の正面視の形状であり、これらの部分が本件意匠の要部であると認めるのが相当である。

構成態様A：家屋の正面視において、地面と垂直に設けられた柱部及び地面と平行に設けられた梁部によって、略十字の様子が形成されている。

構成態様a：正面視において、柱部は、地面と垂直に、かつ、家屋の1階床部から2階天井部の間に形成されている。

構成態様g：梁部は、柱部と家屋の正面側壁面との間に設けられた2階床部と接している。

（2）差異点についての評価

柱部が形成されている位置が中心からやや左に外れた箇所であるか（本件意匠）、それとも中心からやや右または左に外れた箇所であるか（被告意匠）という相違は、構成態様A及び構成態様aないしgにより特定された家屋の正面視の形状に含まれることから、要部に関するものであるといえる。

しかしながら、上記の差異は、柱部の位置が家屋の正面視の中心から、左と右のいずれに外れているかという点に関するものにすぎず、柱部がその中心に位置するものではないという限りにおいては共通の形状となっている。

そして、柱部を家屋の中心からやや外れた箇所に位置することにより、正面視において左右の対称性が欠ける形状となる結果、柱部を家屋の中心に配置する場合と比較して、看者に対し、より斬新さや独創性を感じさせる効果を生じさせると考えられるところ、そのような効果は、柱部が中心からみて右寄りに位置するか、左寄りに位置するかによって、違いはないといえる。そうすると、柱部が右寄りに位置するか、左寄りに位置するかという差異点は、要部に関するものではあるが、本件意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与える差異であるということとはできない。

本件意匠と被告意匠の共通点及び差異点について検討するに、前記差異点は、本件意匠が看者に起こさせる美感に決定的な影響を与えるものではないのに対し、要部の大部分において共通点がみられることから、両意匠は、差異点が共通点を凌駕するものではないというべきである。

本件意匠と被告意匠の形状は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであり、美感を共通にするというべきであるから、被告意匠の形状は本件意匠の形状に類似すると認められる。

以上